

＜令和6年度＞

健康福祉部 部課長方針



健康福祉部長 根津 賢治

福祉総務課長	國井 信太郎（次長）
生活支援課長	越 正男
子ども未来課長	福田 望（次長）
健康長寿課長	加藤 晶大
交流プラザさくら所長	野田 智之
福祉・児童センター所長	関 久徳（副参事）
老人福祉センターやき荘所長	岡本 啓太郎
保健センター所長	安治 直尚

令和6年度 部長方針

部	健康福祉部	部長	根津 賢治
---	-------	----	-------

部の運営方針

1. 業務遂行にあたっての基本的スタンス

「みんなにあたたかく だれもが住みやすいまちをつくる」ことを基本方向として

- ・高齢者や障害のある人も含め、地域住民のつながりによって、お互いが無理なく支え合えるまちづくりを目指す。
- ・妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない包括的な支援や子育て支援策を充実し、親子ともにだれもが安心・安全で健やかに育つ環境を整備する。
- ・赤ちゃんから高齢者までつながる健康事業を充実させ、市民一人ひとりが生涯にわたり、心身ともに健康な生活が送れるよう支援する。
- ・生活保護法や介護保険法などの諸制度が広く市民に理解されるよう努めるとともに、運用にあたっては適切で公正なものとする。

2. 重点的に取り組む事業とその目標

- ・蕨市社会福祉協議会等との連携により、地域における見守りなど地域福祉の充実を図る。
- ・「蕨市地域福祉計画」は、同時に策定する蕨市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」と連携を図り、実効性のある一体的な計画とする。
- ・「蕨市障害者計画及び第7期蕨市障害福祉計画・第3期蕨市障害児福祉計画」に基づく施策を推進するとともに、障害のある人の社会参加や地域での生活・相談支援体制の充実を図る。
- ・「第2期蕨市子ども・子育て支援事業計画」に基づく施策の推進並びに「こども家庭センター」（わらここ）（わらべび）での相談支援をはじめとする子ども・子育て支援の充実を図る。
- ・計画期間が満了となる「子ども・子育て支援事業計画」は、達成状況や成果、課題などの調査分析、ニーズの把握などを行うとともに、子どもの貧困対策や若者の育成支援施策も一体とした「こども計画」として策定する。
- ・「蕨らしい地域包括ケアシステムの構築」に向け、「第9期蕨市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づく施策を着実に推進するとともに、地域包括支援センターと連携し「地域支援事業」の充実を図る。
- ・「第3次わらび健康アップ計画」に掲げたスマートウェルネスシティ（健康で幸せなまち）の実現を目指し、「歩きやすい、歩きたくなるまちづくり」に全庁連携して取り組む。
- ・生活困窮者自立支援法に基づく各種相談業務を通して自立の促進を図る。

3. 部員に求める必要な心構え

- ・全体の奉仕者である公務員としての高い職業倫理を持ち、公平、公正、誠実に職務を行う。
- ・職務についての自己研鑽に努め「行政のプロフェッショナル」として、市民に信頼される職員を目指す。
- ・窓口対応や訪問時などには、常に相手のことを中心に考え「あなたが担当でよかった」と言われるよう、温かく丁寧な対応に努める。

令和6年度 課長方針

部課	健康福祉部 福祉総務課	課長	國井 信太郎
----	-------------	----	--------

課の運営方針
地域福祉及び障害者福祉の増進のために ・接遇の更なる向上(こちらからお声掛けをする。挨拶を徹底する。)に努める。 ・お互いに声を掛け合い、気持ちよく働ける職場環境を全員でつくる。 ・プロとして、事業目標の達成に向け、計画を立てるとともに、常に事務の改善を心掛ける。 ・情報及び課題の見える化を進め、課全体で助け合い、育て合える体制を整える。 ・市民の信頼に応えられるよう、業務に関する技術、知識等の向上を目指し、日々自己研鑽に努める。

主要事業		
事業名	事業内容	目標
地域福祉計画の策定	社会福祉法に基づく「地域福祉計画」を策定する。	・令和5～6年度の二か年にわたり策定事務を進め、始期を令和7年度とする計画を策定する。 ・令和6年度については計画案の作成、パブリックコメントの実施などを経て完成予定 ・「地方再犯防止推進計画」「成年後見制度利用促進基本計画」「地域福祉活動計画」も併せて策定予定
民生委員・児童委員協議会等の活動の支援	民生委員・児童委員協議会、保護司会及び赤十字奉仕団の活動の支援	地域福祉の大きな担い手である民生委員・児童委員協議会等の活動を支援することにより、地域福祉の推進を図る。
戦没者追悼事業	戦没者を追悼し、恒久平和を願うため、隔年で戦没者追悼式を挙行する。	先の大戦で尊い命を落とされた戦没者の方々のご冥福を祈る大切さと、平和の尊さを後世に伝えることにより、平和な社会を実現していく。
社会福祉協議会補助事業	社会福祉法の規定により、地域福祉の推進に大きな役割を担う社会福祉協議会への補助	地域福祉の一翼を担う社会福祉協議会の法人運営や松原会館等の運営に対する補助を行うことで、地域福祉の推進を図る。
社会福祉法人の許認可、指導監査等	主たる事務所が蕨市の区域内にある社会福祉法人であって、その行う事業が蕨市の区域を越えない社会福祉法人の許認可等の監督事務	社会福祉法の規定に則り、社会福祉法人の指導監査の適切な実施を図る。
手話の普及啓発事業	令和3年4月1日施行の蕨市手話言語条例を基に、手話の理解促進・普及、手話を使いやすい環境の整備、手話通訳者の養成等の事業を進める。	手話講習会等の手話を学ぶ機会の充実、手話の普及及び聴覚に障害のある人への理解促進に努める。

主要事業		
事業名	事業内容	目標
自立支援給付事業	障害者総合支援法の規定に基づき、介護給付、訓練等給付、自立支援医療及び補装具の支給に関し、相談、申請受付、調査、サービス等利用計画の確認、支給決定等を行う。	障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を営んでいけるよう自立支援給付事業による支援を行うことにより、福祉の増進を図るとともに、蕨市障害者計画の基本理念である「障害のある人となない人が、地域でともに支え合うまち わらび」の実現を目指す。
地域生活支援事業	障害者総合支援法の規定に基づき、市が取り組まなければならない相談支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、日中一時支援事業等の実施に関し、相談、申請受付、調査、支給決定等を行う。	障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を営んでいけるよう地域生活支援事業による支援を行うことにより、福祉の増進を図るとともに、蕨市障害者計画の基本理念である「障害のある人となない人が、地域でともに支え合うまち わらび」の実現を目指す。
障害者手当支給事業	障害のある人の経済的支援をするため、特別障害者手当、障害児福祉手当及び在宅重度障害者手当を支給する。	障害のある人の経済的安定を図り、もって福祉の増進を図る。
障害者相談支援事業の充実	障害者相談支援事業の中核的な役割を担う基幹相談支援センタードリーム松原を中心に、各相談支援事業所が、サービス等利用計画の作成や様々なケースの相談に対応できるよう情報の共有と相談支援員の資質の向上を図る。	障害のある人への必要なサービス提供に向け、相談支援体制の強化を図るとともに、高度化・複雑化する相談内容への対応と相談支援事業所の情報共有及び相談支援員の資質の向上を図る。
障害者入所施設の広域的検討と暮らしの場の確保策の検討	圏域における人口や入所待機者数など、地域の実情を把握し、その必要性を国や県に働きかけるとともに、設置の可能性についても、情報共有や研究を進める。 併せて、障害のある人が、可能な限り住みなれた地域で安心して暮らせるよう市内における暮らしの場の確保に努める。	【入所施設】 障害のある人が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、強度の行動障害や重度の障害のある人にとって必要な「障害者入所施設」の設置について、社会福祉法人、近隣自治体、当事者団体や関係者と連携し、市内や近隣市における暮らしの場の確保に取り組む。 【グループホーム】 当事者団体や関係者等と協力し、重度障害のある人への対応も可能なグループホームの整備について、調査・研究を行う。

令和6年度 課長方針

部課	健康福祉部 生活支援課	課長	越 正男
----	-------------	----	------

課の運営方針
憲法に規定する生存権の実現のために、生活保護法に基づき最低限度の生活の保障と自立の促進を図る。生活保護受給に至らない生活困窮者の方には、生活困窮者自立支援法に基づく各種相談業務を通して自立の促進を図る。 ・業務について年間計画を立て、効率的な業務の遂行に努める。 ・ケースワーカーが的確に業務を遂行するため、実務研修会や検討会等により実施水準の維持向上を図るとともに、組織・チームで仕事を進める。 ・生活保護の決定実施には、生活保護法、実施要領等をはじめ、関係法令制度に基づき、適正性・統一性が確保されるよう、常に研鑽に努め、確信をもって業務にあたる。

主要事業		
事業名	事業内容	目標
生活保護制度の適正運営	申請時や訪問計画に基づく訪問調査活動の実施	被保護世帯の実態を把握することで援助方針を明確にし、自立を助長するための指導を行う。
	定期的な課税調査及び年金等各種調査の実施、収入・資産申告等届出の徹底	被保護世帯の収入・資産及び就労状況等を把握し、不正受給の未然防止を図るとともに、保護の適正化に努める。
生活保護受給者自立支援事業	自立相談支援員の就労支援等による被保護者の自立助長	ハローワーク川口との連携等により就労又は増収による自立を促進する。就労困難な被保護者に対しては、生活の自立を支援する。
	生活保護受給世帯の中学生及び高校生を対象とした学習・生活支援及び受験料支援	学習教室の開催や訪問支援等による子どもの学習・生活支援のほか、大学受験料や模擬試験受験料を助成し、貧困の連鎖を防止する。
生活保護受給者健康管理支援事業	頻回受診・重複受診等の適正受診指導及び健康診査の受診勧奨	被保護者の健康や生活の質の向上及び受診行動の適正化並びに医療扶助費の適正化に努める。
生活困窮者自立支援事業	自立相談支援事業・住居確保給付金の支給・家計改善支援事業・子どもの学習・生活支援及び受験料支援	生活困窮者が抱える多様で複合的な問題に対して、様々な支援を包括的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図る。

令和6年度 課長方針

部課	健康福祉部 子ども未来課	課長	福田 望
----	--------------	----	------

課の運営方針
こどもたちが健やかで幸せに成長できる社会の実現に向け、職員ひとり一人が「こどもや子育て世代を支援する」という意識をもって業務を遂行する。 ・笑顔で親切、丁寧な対応に努め、公平・公正に業務を遂行する。 ・担当業務について、常に改善の意識を持って正確かつ効率的な遂行に努める。 ・担当業務および関連する業務の知識の向上を図るため、自己研鑽に努める。 ・児童の保育は、安全に留意して実施するとともに、児童が心身ともに健やかに育つための支援を行う。 ・子育て家庭の幅広い相談に対し、寄り添いながら、切れ目のない支援を行う。 ・児童虐待防止のために、各関係機関等との連携を図り、迅速かつ適切に対応する。 ・困難を抱える家庭(子どもの貧困、ヤングケアラー、ひとり親家庭等)に対し、各関係機関との連携により、適切な支援を行う。

主要事業		
事業名	事業内容	目標
こども計画の策定	こども基本法に基づく「こども計画」を策定する。併せて、「子ども・若者計画」「子どもの貧困に関する計画」「子ども・子育て支援事業計画」「次世代育成行動計画」も一体のものとして作成する。	こども基本法に基づき、こども等の意見を聴取しながら、令和7年度を始期とする計画を策定する。
児童手当支給事業	中学校卒業までの児童の養育者に児童手当または特例給付を支給する。 令和6年10月から、対象年齢の拡大や所得制限の撤廃などの制度改正を実施する。	子育て世帯への経済的支援が適切に行えるよう業務を遂行する。また、令和6年10月からの制度改正に当たり、システム改修や対象者への周知等について適切に対応する。
こども医療費支給事業	高校卒業までの児童の通院および入院に係る医療費の一部(保険診療分)負担金を支給する。支給に当たっては、県内医療機関については現物給付(窓口払い不要)とする。	子育て世帯への経済的支援が適切に行えるよう業務を遂行する。また、健康保険証が廃止されることに伴う手続き等の変更について、適切に対応する。
子育てファミリー応援事業	子育てファミリー応援給付金により子どもの出生を祝福するとともに、子育て支援情報の提供により子育て支援のきっかけを作る。	子育て世帯への経済的支援および子育て支援のきっかけづくりが適切に行えるよう業務を遂行する。

ひとり親家庭への助成事業	低所得のひとり親家庭に対し、児童扶養手当の支給、ひとり親家庭医療費の支給、家賃助成等を実施する。また、今年度から養育費確保支援事業および子どもの生活・学習支援事業等を開始する。	・ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、丁寧な相談および情報提供に努め、経済的支援等が適切に行えるよう業務を遂行する。 ・児童扶養手当については、令和6年11月からの制度改正について適切に対応する。 ・養育費確保支援事業については関係部署との連携により周知に努める。 ・こどもの生活・学習支援事業等については、夏休み前までに開始できるよう準備を進める。
こども家庭センター事業	・こども家庭センター「わらここ」では、児童福祉に関する相談業務等を担うとともに、センター長および統括支援員を置き、母子保健に関する相談業務との連携強化を図る。 ・子育ての様々な悩みに対する相談を実施する。(家庭児童相談室) ・児童虐待の早期発見や早期対応、継続的な支援を図る。要保護児童対策地域協議会を運営する。(調整機関) ・子どもの貧困やヤングケアラーへの支援を実施する。 ・子育ての不安や負担を抱える家庭等に対し、子育て世帯訪問支援事業を実施する。	・こども家庭センター「わらここ(子ども未来課内)」および「わらべび(保健センター内)」が連携を図り、支援の必要な子育て家庭に対し、サポートプランを作成し、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援を行う。 ・児童虐待については、要保護児童対策地域協議会を活用し、児童相談所や警察などと連携して継続した対応を図るとともに、通告等に迅速かつ適切に対応する。 ・子ども食堂やフードパントリーを実施する市民団体の活動への支援を図る。 ・「蕨市ヤングケアラー支援条例」に基づき、相談支援体制を構築するとともに、学校や関係機関等との連携を強化し、ヤングケアラーの周知、相談、適切な支援を実施する。 ・子育てに不安や負担を抱える家庭や支援の必要な家庭、ヤングケアラーに対し、子育て世帯訪問支援事業を実施し、家庭環境の改善を図る。
保育園事業	保育園において、保育を必要とする子どもの保育を行い、子どもの健全な心身の発達を図るとともに、保護者に対する支援を行う。	安全・安心な保育を実施するとともに、こどもの健やかな成長を支援する。保護者からの子育てや子どもの発育発達に関する相談には、保護者の気持ちに寄り添いながら適切な支援が行えるよう努める。
留守家庭児童保育事業	留守家庭児童指導室において、放課後等の保育を必要とする小学生の保育を行い、児童の健全な育成を図る。	児童にとって安全・安心な生活および遊びの場となるよう適切な保育を実施するとともに、児童の健全育成を図る。また、待機児童の状況等を見極めながら、必要な量の確保に努める。
保育の質の確保・向上に向けた取り組み	保育の質の確保・向上を図るため、巡回支援指導員による保育施設への支援および指導を行うとともに、市主催の研修を実施する。	巡回支援指導員による保育施設(保育園・留守家庭児童指導室等)への支援および指導を実施するとともに、市独自に、保育士および留守家庭児童指導室指導員向けの研修を複数回実施することで、保育の質の確保・向上を図る。

保育士確保に向けた取り組み	保育士の確保に向け、保育士等宿舎借り上げ支援事業を実施するとともに、新たな確保方策を検討し、実施する。	初めての取り組みとして、ハローワークとの連携による「保育士面接会(仮称)」の開催や市ホームページを活用して蕨市の保育園の魅力を発信することで、市内保育園の保育士確保に努める。併せて、他市が実施する保育士確保策について調査研究を行う。
利用者支援事業(コンシェルジュ)	保育施設や子育て支援事業の相談・情報提供を行う保育・子育てコンシェルジュおよび保育コンシェルジュを各1名配置し、保護者からの相談に応じる。	保育施設の利用申し込みに関する相談にきめ細やかに対応するとともに、待機児童が生じないようマッチングに努める。併せて、保育・子育てコンシェルジュが地域子育て支援センター等に出向き、直接保護者からの相談に適切に対応する。
地域子育て支援センター事業	地域子育て支援センターにおいて、親子の交流や子育ての相談、子育てに関する講習の実施等を行う。また、昨年度開設した多機能型地域子育て支援センター(地域子育て支援センター、一時預かり、産後ケア、子どもの居場所事業)事業を実施する。	公設2か所、民間委託3か所の地域子育て支援センターにおいて、それぞれの施設の特色を生かしながら魅力ある事業を実施、親子の交流等を促進する。また、多機能型地域子育て支援センターでは、地域子育て支援センター、一時預かり、産後ケア、子どもの居場所事業を実施することで、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を図る。
一時預かり事業等	・一時的な保育が必要な方への一時預かりを実施する。 ・待機児童対策として、わらび幼稚園ベビー保育室で0～2歳児の一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ)を実施する。 ・家庭で保育ができない、病気や病気の回復期にある児童の一時預かり事業として、病児・病後児保育事業を実施する。	・公立保育園4園での一時的保育事業に加え、地域子育て支援センター2カ所での一時預かり事業を適切に実施する。 ・わらび幼稚園ベビー保育室での0～2歳児の一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ)についても適切に実施する。 ・保護者が子育てと仕事の両立を図れるよう、病気や病気の回復期にある児童が、静かで安心して過ごせる病児・病後児保育事業を実施する。

令和6年度 課長方針

部課	健康福祉部 健康長寿課	課長	加藤 晶大
----	-------------	----	-------

課の運営方針
○「みんなにあたたかく健康に生活できるまち」をまちづくりの基本目標として ・新たに策定した「第9期蕨市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者が住み慣れた地域で健康でいきいきと暮らしていけるよう高齢者福祉サービスと介護保険サービスの充実を図る。 ・地域包括支援センターと連携して高齢者の介護予防や権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援などの「地域支援事業」を実施する。 ○市民に信頼される職員を目指して ・親切・公正・迅速な窓口対応に努める。 ・常に問題意識をもって業務にあたり、日々自己研鑽に努める。

主要事業		
事業名	事業内容	目標
地域支援事業の充実	在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業を推進する。	地域包括ケアシステムの構築を目指し、各事業を順次進めていく。
介護予防の推進	コロナ収束後の介護予防を推進するとともに、地域包括支援センターを介護予防の推進拠点として、住民運営の通いの場を充実し、地域における自主的な介護予防活動の育成・支援を実施する。	「いきいき百歳体操」など介護予防事業の参加者を増やし、高齢者が要介護状態になることを予防すると共に、要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を図る。
介護人材確保策の検討	介護サービスの需要が今後さらに高まることが見込まれる中で深刻化する介護人材不足を解決し、将来にわたって安定的な介護サービスの提供体制を確保していく。	介護人材確保策について、介護職員の処遇改善や人材育成、外国人材の受入環境整備など、支援策について検討する。
地域密着型事業所設置に伴う公募	看護小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の事業者の公募を行う。	看護小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の事業者の公募を行い、令和7年度の開設を目指す。

高齢者調査の実施方法の見直し検討	75歳以上の高齢者について、民生委員が訪問し緊急連絡先の確認等を行う。	民生委員が直接高齢者宅を訪問することにより、所在、安否の確認を行うとともに、支援の必要性を把握していくが、令和2年度以降、新型コロナウイルスの影響や後期高齢者の増加により、直接の訪問先が75歳のみとなっているため、訪問先年齢の拡大など実施方法について検討する。
-------------------------	--	---

令和6年度 課長方針

部課	健康福祉部 交流プラザさくら	所長	野田 智之
----	----------------	----	-------

課の運営方針
・高齢者と児童との世代間交流を推進し、高齢者福祉の増進と児童の健やかな成長を育む。 ・「老人憩いの家みつわ苑」「南町児童館」「留守家庭児童指導室」の円滑な運営と交流事業の充実を図る。 ・町会や各種団体・ボランティアや近隣公共施設、小中学校と連携し、地域の交流の場となる市民が気軽に利用できる環境整備に努める。

主要事業		
事業名	事業内容	目標
老人憩いの家みつわ苑事業	囲碁将棋サロン、童謡唱歌や体操講座など	高齢者が生涯にわたり健康で生きがいを持って生活ができるよう、健康増進やレクリエーションの場づくりの機会を提供する。
南町児童館事業	児童一般利用、児童向け講座、親子講座、季節の催し、乳幼児クラブ、にこにこ広場など	子育て世代のニーズを踏まえた、親子や児童向けに各種講座・イベントの開催や子育て支援センターやふれあい相談などとの連携を通して、安心して子育てができるよう支援する。
世代間交流事業	交流プラザさくらまつり、各種コンサート、各種教室など	高齢者と児童が共に参加できる事業を企画し、世代間交流を図る。
留守家庭児童保育事業	保護者の就労等を保育の観点から支援し、放課後の児童に適切な遊びや生活の場を提供する。	放課後の児童に安全で安心な生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る。

令和6年度 課長方針

部課	健康福祉部 福祉・児童センター	所長	関 久徳
----	-----------------	----	------

課の運営方針
子どもを育てる家庭を支援し、児童の健全育成を図るため、子どもたちが健やかに育つ環境を整備する。 ・児童センター・児童館が、子どもの遊びの拠点として、安全に安心して過ごせる居場所を提供する。 ・子どもたちが楽しめるような事業を展開し、環境の整備を行う。 ・子育ての交流の場を提供し、地域における子育て家庭を支援する。 ・常に笑顔で対応し、利用者の気持ちに寄り添ったきめ細やかな対応に努める。

主要事業		
事業名	事業内容	目標
乳幼児子育て支援事業	年齢別乳幼児クラブ(北町児童館を除く)、つどいの広場「にこにこ広場」、お誕生日会、季節の催し(七夕・クリスマス・節分等)など	乳幼児を対象とした活動を実施し、参加者同士で交流できる場を設け、子育ての交流を促進する。また、子育てへの不安や悩みに気軽に相談できるよう子育て支援活動を実施し、地域における子育て家庭を支援する。
小学生以上対象事業	子どもたちが楽しめる遊びの場の充実、夏休みの自由研究に活用できる創作活動や書初め、ダンスなどの学習や体験活動	子どもたちが安全に安心して過ごせる居場所として、環境づくりに努めるとともに、健全な遊びや自発的な活動を通して、自主性・社会性・創造性を身につけられるよう必要な支援を行う。
地域等との連携推進	地域の有志指導者・組織等と連携を図ることで、ベビーマッサージ・運動遊び・習字・工作・ダンス等の各種教室や講座、絵本や紙芝居等の読み聞かせ、人形劇・コンサート等を実施	地域の子どもの活動や、子育て支援の取組を行っている人材や団体・NPO等と協力して、子育てに関するネットワークを築き、子どもの遊びや活動を促進する。
子育て支援フェスタこどもまつりの開催	児童館5館合同の地域交流イベント「子育て支援フェスタこどもまつり」の開催	このイベントを契機として、地域住民との交流や団体・NPO、関係機関との連携強化を図り、子どもと子育て家庭を支える地域づくりに貢献する。

令和6年度 課長方針

部課	健康福祉部 老人福祉センターけやき荘	所長	岡本 啓太郎
----	--------------------	----	--------

課の運営方針
・高齢者の生きがいづくり等に応じた各種講座を開催し、教養の向上及び健康の保持・増進を支援するとともに、更なる住民交流を育む。 ・けやき荘利用者連絡会を支援・育成し、各クラブの活動を充実させるとともに施設の利用促進を図る。 ・高齢者の憩いの場として安全で快適な施設環境を整える。

主要事業		
事業名	事業内容	目標
けやき荘まつり	けやき荘の講座、クラブの活動成果を発表する。	成果発表を目標にすることで、自身のやり甲斐と満足度を高めてもらうとともに、利用者間の交流を育む。
けやき荘講座	書道、茶道、健康体操、童謡唱歌、ペン習字、俳画、民舞踊、手話ダンス、やさしいフラダンス、カラオケの10講座を月2回、年間を通して開催する。	けやき荘利用者の要望を反映した講座を展開し、住民の教養の向上や健康づくり、住民交流を推進する。
けやき荘利用者連絡会の支援	けやき荘まつりの開催や塚越地区生涯学習フェスティバルの参加、けやき荘利用ルール等について、連絡会の円滑な運営を支援する。	各種団体や利用者が、日頃の活動の成果を発表できる機会を設けるとともに、高齢者の憩いの場となる施設としての環境づくりを進める。

令和6年度 課長方針

部課	健康福祉部 保健センター	所長	安治 直尚
----	--------------	----	-------

課の運営方針
健康寿命を延伸し、豊かで健康な生活を生涯送ることができる健康密度日本一のまち、スマートウェルネスシティわらびを目指して ・職員一人一人を尊重する。 ・プロフェッショナルとして働ける環境を整える。 ・職員、庁内組織、関係団体との連携を深め、市民とお互いにとってよりよい仕事を実行する。

主要事業		
事業名	事業内容	目標
第3次わらび健康アップ計画 (健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画)の推進	第3次わらび健康アップ計画に基づき、各種施策を推進する。 令和6年度は、スマートウェルネスシティの実現を具体化していくために「(仮称)スマートウェルネスシティわらびアクションプラン」を策定する。	「すべての市民が健康度をアップして、健康密度も日本一へ」の基本理念に基づき、生活習慣病の予防のための健康づくりや、ライフステージに応じた身体とこころの健康づくりなどを行い、健康寿命の延伸を図り、スマートウェルネスシティの実現を目指す。
健康長寿事業	毎日8,000歩・中強度の歩行20分の運動と、埼玉県のコバトンALKO Oマイレージ事業との連携による健康施策(健康長寿蕨市モデル事業)を実施。 令和6年度は、ウォーキングイベントを開催する。	若い世代や健康づくりにあまり関心のない市民の参加を促し、多くの市民が「自らの健康は自分でつくる」という意識を持って、健康づくりに継続的に取り組めるよう事業を推進する。
こども家庭センター事業	こども家庭センター「わらべび」では、妊娠の届出等の機会を通して得た情報を基に、面接や電話等により妊産婦等の身体的・精神的状態、生活環境等を継続的に把握することや、「わらここ(子ども未来課内)」とともに妊産婦等の支援台帳を作成し、必要に応じて、個別支援プランの策定などを行う。	妊産婦並びに子ども及びその保護者に対し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を、こども家庭センターとしての相談支援体制を強化しながら、母子保健機能と子育て支援機能との連携により一体的に支援を行う。

母子保健事業	乳児家庭全戸訪問事業、新生児・産婦訪問指導やパパママ講座、乳幼児の各種健診などを行う。 令和6年度は、新たに1か月児健康診査及び5歳児健康診査(4歳6か月児健康診査を移行・充実)を実施するほか、産後ケア事業の委託先事業所の拡充を図る。	親子の心身の状況や養育環境を把握した上で保健指導を行うとともに、育児に関する情報を提供し不安の解消を図る。また、支援の必要な家庭に対し、適切なサービス提供に結び付ける。
成人保健事業	保健師による健康に関する相談や、栄養士による栄養相談を行う。健康増進事業のがん検診や骨粗しょう症検診などを行う。 また、生活習慣病予防やメンタルヘルスに関する健康教育を行うなど市民の健康意識を高める。 令和6年度は、塚越地区のがん検診受診の利便性の向上を図るため、大腸がん検診2回と乳がん検診2回を東公民館で実施する。	「蕨市がん検診等統合受診券」を対象者に個別通知するなど、受診しやすい実施方法や広報啓発活動を通じて、健康増進事業の受診率の向上に努める。
歯科保健事業	「蕨市歯科口腔の健康づくり推進条例」の基本的施策に沿った事業展開を行う。 定期年齢対象者に対する歯周疾患予防のための検診及び虫歯予防として行うフッ化物塗布事業や妊婦歯科健診を行う。 令和6年度から歯周疾患検診(節目外)の対象者数を200人に倍増する。	歯科口腔の健康づくり推進に関しては、健康寿命の延伸に寄与することから、全身の健康につながる「歯と口腔の健康づくり」について、周産期を含めた乳幼児期から高齢期までのライフステージを通じ継続的に取り組む。 「20歳の歯科疾患予防推進事業」については、成年式等での周知啓発に努める。
予防接種事業	予防接種法に基づく定期接種の各ワクチン接種を医療機関に委託し、個別に接種する方式で行う。また、予防接種に関する相談も行う。 令和6年度は、新たに定期接種化する新型コロナワクチンの接種委託を実施するほか、带状疱疹ワクチン予防接種費用助成金交付事業を開始する。	接種を受けた個人に免疫を付けることにより感染及び発症の予防、症状の軽減化を図る。また、感染症の発生及びまん延を予防し、公衆衛生の向上及び増進を図る。 近年定期接種の種類も増えてきているので、HP等で紹介し、接種率の向上に努める。
精神保健福祉事業	精神障害者保健福祉手帳の交付・自立支援医療申請事務、相談支援事業を行う。 令和6年度は、精神障害者保健福祉手帳1級所持者を対象に重度障害者福祉タクシー利用料金助成事業を開始する。	精神障害者が地域で安心して自立した生活ができるよう相談支援事業所と連携を図りながら、相談支援事業の充実に努める。